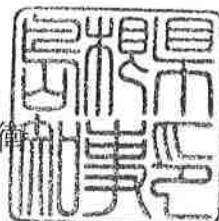




原 第 206 号
平成 28 年 7 月 15 日

内閣府特命担当大臣（原子力防災）丸川 珠代 様

島根県知事 溝口 善兵衛
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について

本県の原子力行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所 2 号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3 系統目）（以下「特重施設等」という。）の設置に係る原子炉設置変更許可申請については、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から本県に対して島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第 6 条第 2 項の規定に基づく事前了解願いの提出があり、本県としては、今回、原子力規制委員会へ申請することについて了解することとし、別紙のとおり中国電力に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第 6 条第 2 項の規定に基づく最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会などの意見を聴いて、総合的に判断したうえで中国電力に対して回答します。

なお、今回の中国電力による原子力規制委員会への申請の了解に当たって、特重施設等の設置に関しては、原子力防災対策の課題があることから、貴府において適切に対応していただく必要があると考えておりますので、別添の事項（別添 1）について要請します。

また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市からの意見（別添 2）の送付があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(別添1)

内閣府への要請事項

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って調整・支援していただきたい。

(別添2)

周辺自治体からの意見

※以下、平成28年7月15日付け 原第206号

原子力規制委員会 委員長宛て要請と同様のため省略